

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）（附則第三十条関係）

改正案	現行
<p>（営業保証金の供託等） 第二十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の営業保証金は、国土交通省令の定めるところにより、国債証券、地方債証券その他の国土交通省令で定める有価証券（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（第二百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。）をもつて、これに充てること） とができる。</p> <p>4～8（略）</p>	<p>（営業保証金の供託等） 第二十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の営業保証金は、国土交通省令の定めるところにより、国債証券、地方債証券その他の国土交通省令で定める有価証券をもつて、これに充てること とができる。</p> <p>4～8（略）</p>